

社会保険適用拡大に向けた企業の対応



74

パート（短時間労働者）
の社会保険の適用要件を
「労働時間週20時間以上」

とする適用拡大の義務化が、
年金制度改革法の成立によ
り、2022年10月1日には
従業員101人以上、2024年10月1日には従業員51人以上の企業に広がります。従業員50人以下の企業は今回対象外ですが、油断は禁物です。いずれは義務化が予想されますし、義務化までの間も、一足先に適用拡大して多様な働き方や「社会保険加入」のアピール力で人材獲得を進めていなければなりません。企業規模を問わず、適用拡大への対応は重要課題です。そのポイントをここで

で確認してみましょう。

最初は適用拡大が義務化される時期の確認です。その基準となる「従業員数」とは、適用拡大（前）の社会保険適用者の数です。例えば週40時間の正社員と週30時間以上のパートを合わせて80人、週30時間未満のパートが50人で合計130人という企業なら「従業員数」は80人、適用拡大義務化は2024年からとなります。

次に新たな社会保険適用対象者と保険料負担の把握です。「注1」これを今後の方針決定に活用します。例えば1日5時間のパートが5人いる企業が適用拡大後も今までの体制を維持するか、時間や給与を増やします。そのポイントをここ

てもう少し難易度の高い業務も担当させるか、社会保険回避のため1日3時間に減らして増員するか、時間減は仕事の効率化でカバーするか、時間や人数の選択肢はいくつもあります。場合によっては、選択的適用（義務化前の任意での



人事制度の検討も必要になります。調査によると大企業の適用拡大開始前の第3号被保険者（配偶者の扶養）のうち適用拡大後に労働時間を減らし保険適用を回避したのが約6%、時間を増やしたのが約9%でした。（注2）

今回も同様の結果が予想されます。労働時間増や給与増の要望に企業はどう対応するのか、例えば、時間増とともに生産性向上を図る方針であれば、新しく上位の雇用管理区分を設けてより高度な仕事を任せ、その業務や責任に応じた評価・給与・教育・正社員登用の仕組みを整備す

ります。また、パートが働き方を選択する際、企業は保険料や給付の情報に加え、将来にわたるキャリアの選択肢についての情報も提供し、将来に話し合いを重ねることが望れます。

いずれも時間をかけた取り組みが必要になります。すぐに準備を始めましょう。

注1||厚労省「社会保険適用拡大特設サイト」「社会保険料かんたんシミュレーター」が活用できます。

注2||労働政策研究・修機構が2017年7月～9月に実施した調査結果をもとに算出。

注3||厚労省「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」に人材活用の事例があります。

（社会保険労務士法人名古屋労災、社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄